

空き家等に関するアンケート

練馬・生活者ネットワーク

練馬区は、今年2月に空き家や堆積物による不良な状態にある居住建築物(いわゆる「ごみ屋敷」)の対策として「練馬区空き家等対策計画」を策定しました。7月には、「練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例」が議会で可決、制定されました。区では環境課 まち美化推進係【TEL03-5984-4709 直通】に空き家やごみ屋敷等の相談窓口を設置し対応しています。

今回、空き家やごみ屋敷について地域にお住まいの方のご意見やご要望を伺い、施策に反映するために、アンケート調査をおこないます。ご協力お願いいたします。

お手数ですが、メール(info@nerima-net.gr.jp)、ファックス(03-5999-4632)でご回答ください。

1. お住まいの近くに、空き家、集合住宅の空き室・空き店舗・居住者のいるごみ屋敷はありますか？

- [1] 空き家がある(おおよその場所を教えてください⇒)
- [2] ごみ屋敷がある(おおよその場所を教えてください⇒)
- [3] 空き家、ごみ屋敷はない

2. ご近所の空き家・ごみ屋敷について、何か話題になっていること、困っていること(防犯上、衛生上)はありますか？

3. 区では、空き家の所有者と活用したい事業者とのマッチングを図り、福祉的活用には補修費を助成する取り組みが始まりました。区内には、空き家を活用したコミュニティカフェや貸しオフィスの事例があります。

お住まいの近くに、空き家等があったら、何に使ってほしいですか？《複数選択》

- [1] カフェやレストラン
- [2] 子ども食堂
- [3] 子育て支援に関するスペース(子育てサロンなど)
- [4] 高齢の方等が集うスペース(高齢者サロンなど)
- [5] 行政の出張所など
- [6] 地域住民が集う、又は、活用できるスペース
- [7] 若者・高齢者・子育て世代など、住まいに困っている人向けのシェアハウス
※シェアハウスとは、一つの住宅を複数の人と共用する居住形態、一般的に専用の居室と共用スペースに区分
- [8] 更地にして(もしくは空地の一部を)公園・防災用のスペースなど
- [9] その他(具体的に⇒)

4. ご自分の住まいや実家について、将来空いているスペースを開放しても良いと思いますか？

- [1] はい
- [2] いいえ

はい:その時に心配なことはありますか？

5.現在、および将来の住まいに関する不安や不満はありますか？《複数選択》

- [1] 買い物が不便／交通が不便
- [2] 住まいの維持管理(具体的に⇒庭の手入れ、補修)
- [3] 経済的な負担(具体的に⇒家賃、固定資産税、マンション管理費)
- [4] 相続
- [5] 近所づきあい
- [6] 集合住宅の場合、大規模改修・建て替え、管理組合の担い手問題
- [7] その他(具体的に⇒)

☆今後、練馬・生活者ネットワークの情報を希望するかたは、メールアドレスをご記入ください。

(ふりがな)

お名前 _____

ご住所 _____

電話番号 _____ メールアドレス _____

年齢： 20歳未満 ・ 20代 ・ 30代 ・ 40代 ・ 50代 ・ 60代 ・ 70歳以上

※記載された個人情報は練馬・生活者ネットワークの活動案内に使用します。

★ご協力ありがとうございました。(FAXでアンケートに答える方は下記に送信ください。)

問い合わせ先： 練馬・生活者ネットワーク 練馬区練馬1-15-1-302

TEL 03-3993-4899 / FAX 03-5999-4632

メール info@nerima-net.gr.jp

練馬・生活者ネットワーク行

FAX: 03-5999-4632